

## 第5回 松原市子ども・子育て会議 議事録

日 時	平成26年8月28日(木) 14:00～
場 所	松原市役所8階 大会議室B
出席者	委員長 渡邊 純 副委員長 中西 利恵 委 員 吉田 敬司 ・ 菊井 智明 ・ 中山 智恵 ・ 田崎 由佳 ・ 中野 信昭 ・ 芝内 佳世子 <敬称略>
事務局	松原市 子ども未来室

## 1. 開会

事務局：(あいさつ)

会 長：(あいさつ)

## 2. 議題

## (1) 前回会議について

事務局：(説明)

会長：ありがとうございます。1か月半ほど前のお話でしたが、事業計画の中で、松原市の規模や人の動きを考えると全体を1つの区域にしてということと、延長保育や一時預かりをもう少し広げていくことにももう少し徹底してはどうか、というご意見に集約されるかと思えます。そのところも含めて、素案も出てきておりますので、ご議論いただければと思います。前回の議論の中で将来の量の見込みということについて、もう少し考えてみては、というご指摘があったかと思えます。その点について、2番の将来の量の見込みについて、ということでご検討いただきたいと思いますので、少しご説明いただけますでしょうか。

## (2) 将来の量の見込みについて

事務局：(説明)

会長：ありがとうございます。1番の方では時間外保育のニーズが今後も伸びていくのではないかと考えてみました。ということですね。最初の根拠ということについてもご説明いただきましたが、実感としてそういう必要があるということで、ご意見をいただければと思います。2番目の方については、推計値について下がってきていますので、それに伴って実際の数値も下がってきているだろう、ということと、実感として預かり保育の利用者数というのは、

それほど伸びて行かないだろう、ということも出していただきました。概要としては、そうなのかなと思いますが、この表ならびに現場でのご実感でも結構ですのでご意見を頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

副会長：一時預かり事業は延べになっているのですが、利用者を延べにされるとよくわからないです。

事務局：大体の人数ですか。

会長：公立幼稚園は素案の17ページにでていますが、22年から25年で大体2,500人から2,900と書いてあります。

事務局：市内の全園合わせて180人位ですね。各園で割ると20人ですね。

会長：公立園だけの数字ですか。

事務局：市内全園です。

会長：公立が9か所ですね。

委員：30人くらいですね。

会長：大体それが平均ですね。大きな流れとしての増加とかはないですか。

委員：特に増えている感じはないです。

会長：定員の限界値はいっぱいいっぱいですか。

委員：いっぱいというわけではないです。

副会長：量の見込みは、実質定員がでてこない、今後園があるのか、対策を打たなくてよいのかどうか、よくわからないです。多少増えても、十分幼稚園の余裕はあるので、それに対しては特に対策を打たなくてもよいと思いますよね。

会長：ニーズがあればそれを受け入れられる数字になっていますということですか。

事務局：今、やりたいことでできていない方はいらっしゃると思います。

会長：現状がそれで、今後この人数の想定量でやっていっても窮屈になりませんか。例えば、31年度なら37,000ですよ。それを考えてみると、今の児童園児数が減ったとしても、一定の今くらいの人数を受け入れる余裕になってくるのかなということ、わかりやすい数値で言うと、1日36,000だったらどれくらい受け入れられるのか、ということを示していただいた方が、皆さんにはわかりやすいと思います。

副会長：9月末には量の見込みと確保方策を訂正しないといけないので、量の見込みとして足りているのであれば、確保方策としては特に方策は打たないというわけですね。

委員：これは一時預かりですか。

事務局：そうです。幼稚園での一時預かりです。

委員：時間外もですか。

事務局：時間外保育のほうも、増えていくだろうということで、想像しています。

委員：同じ人が1か月に1人1回利用されても1ですか。

事務局：そうです。1日でも利用されたら1です。

委員：10日利用されても1ですよ。

事務局：時間外はそういう考えです。

会長：この数字の数え方は時間外では、幼稚園と保育園では違います。ということで、皆さんに仰っていただいたように、保育園の方で言えば31年度で言えば、992人の人利用するのではないのでしょうか。その人が最大1か月利用しても大丈夫です、いうように対策を立てます。幼稚園の方では何回ですので、述べ人数でこ

れだけですから、概ね月平均20から30くらいの方が利用しても、受け入れられるくらいになるでしょう、ということなのかと思います。

副会長：時間外が900人というのは結構な数ですね。

事務局：大体47～48%くらいだと思いますが、この間の伸びがあります。

副会長：受け皿はありますか。

委員：1か月で大体45～46人の利用があります。単純に31年度だと21回になりますよね。単純計算でも800人になってくるので、認定こども園のようになってくると、短時間の人が預けられるようになってくるともっと増えてくるのではないかと思います。

副会長：時間外保育ですと、今後の方向性このところに保育時間の延長保育を行う認可保育園を推進します。ということになっているので、認可のところで全て賄うということを行っていますよね。例えば、時間外保育の中身の年齢にもよりますが、小規模保育所を一時的につくるのか、認定こども園化を進めていくのか、これは0・1・2歳あたりが多いと思いますので、0・1・2歳の定員の限界値を増やすなど、そういう確保策は無くても大丈夫ですか。

事務局：結果として、その分につきまして、保育士の確保が基本的に問題で、既存の施設でやるということになると、人の確保という問題がクリアできれば、定員の分だけ、極論の話ですが限界値としては十分あると思います。開所時間が長くなればなるほど、1日の労働時間は8時間ですので、はみ出た分の人員の確保は必要であると思います。

会長：施設そのものの対応というよりは、そこの中で働く人を確保していきましょうということですね。

事務局：そうしないと、施設のニーズに対応はできませんが、延長保育そのものの定員の限界値はあると思います。しかし、運営にあたって人の確保が問題点として挙げられています。

副会長：今、認可保育園は一人当たりの子どもの物理空間的には余裕があるということですか。

事務局：空間的な余裕はあります。

副会長：ということは、扱う子どもの数が増えると、保育士が多く必要になると。

委員：確かにそうですが、その都度求人広告を出して、来ていただいている状況です。

会長：ベースとなるスペース的には定員数まで行っても大丈夫ということですね。

副会長：ということは今後の方向性は、保育時間の延長保育を行う認可保育園を推進します。ということは、人件費を確保するということですね。

委員：確かに、毎月報告させていただいていますが、朝7時から夜7時までさせていただいていますが、結局6時から7時までの時間帯で何人出るかというと、一日平均して15～6人が残っています。その1時間でそれくらいの延長という形です。

会長：それが、0・1・2歳の方が多ければ、当然保育士の数が必要となってくるわけですね。

委員：低年齢化にはなってきています。

副会長：3号認定は待機児童が多い自治体が結構あり、その場合は保育所を1つ整備する、幼稚園の認定こども園化を図るなど、そういう確保策をするところもありますよね。この場合はそうではなくて、定員の限界値は既存のもので、受け

入れ可能ですが、やはり保育の質が低下しないために人の手当がいるので、その対応をここで決められたらよいですね。

事務局：確保の方策になるので言いづらいですが、延長保育のお話の中でのキャパは、100%延長保育を希望しても、人が確保されていればできる、というのは段々帰ると合同保育になっていくのが普通ですが、その場プラス保育を残すという形になれば、延長保育は運営的には対応できます。そのときは、人の確保がすぐわないといけないという話にはなります。

会長：それは今どこも人の確保が大変な状況ですからね。

量的に、実感としてはもう少し多くなるのではないかと、子どもさんの実数そのものが多少減少しているというのもご意見としてでています。5年後ということ考えると多少数が減ってくるのと、実際共働きが増えていってニーズが高まるというのを両方想定するとこれくらいになります。よろしいでしょうか。

事務局：幼稚園の一時預かりはもう1度修正させていただいたほうがよいですか。

会長：幼稚園の一時預かりは、こういう形の表で作成していただけるなら、それでよいと思います。その辺の見込みも含めて、素案というのが議題の3番目に子ども・子育て支援事業計画についてご説明をお願いします。

### (3) 子ども・子育て支援事業計画について

事務局：(説明)

会長：ありがとうございます。ご意見やご感想、ご質問があればお願いします。

最初は、考え方はこうしたらよいですよ。という話で、これは国からでてきた部分もあります。それを実際に松原市の現状に当てはめて考えるとどうなのか、ということが第1章に出てきているということです。3章ではアンケートから考えると、2章最後に松原市の現状の説明があり、その中で考えると、仕事と生活の調和・親としての成長、親子の健全な成長、子どもの生きる力の育成、という部分が特に現状を踏まえて考えなければならないところではないかと出てきました。この辺についてはどうですか。全国的な傾向という部分で、出てくるところと、松原の場合はこうですよ、もっとこんな傾向があるのではないかと、というようなご意見があればお伺いします。

副会長：例えば、環境の状態は理念的な部分では文章の表現がズレていなければよいと思います。一番大事なのは第5章の教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策で、ここが曖昧過ぎてよくわかりません。ここが1番のポイントで、松原市は、例えば今ある条例の考え方をどうするのか、待機児童解消は基本的に無いのですね。

事務局：4月1日現在では0です。

副会長：やっぱり、待機児童について挙がってきて、それから量の見込み・確保のための方策を挙げて、条例の基本的な考え方、もちろん国の基準を踏まえるということは絶対ですが、今まで現場が1対6のところを1対5でやってきたとか、そういう実績があるのなら、それを国の基準に戻してしまうと質が下がるのではないですか。そこは市独自のものを提示するべきだと思います。

事務局：基本、今は1対6で1歳児の運用をしています。

会長：おっしゃっているように松原独自の政策はどうですか。

事務局：松原市は定員弾力化で待機児童が0となっています。今度の計画は、利用定員で待機児童0となっていますので、基本的に利用定員は基準の認可定員のイコールなると思いますので、その人数を確保しないといけないことになります。

副会長：今後5年間になるので、すぐに0・1・2歳あたりはどういったことになりそうですか。

事務局：ついでに申し上げますと1,880名の定員のところ、4月1日現在は1,936名の入所で待機0となっていますので、すでに弾力化をしております。0・1・2歳はかなりの弾力化を民間さんをお願いしておりますので、利用定員の増加はしないと、待機児童0にはならないということです。

副会長：であれば、小規模に手を出すのか、別の確保策を提案するのですか。

事務局：施設的な限界値は余裕を持っている園がありますので、例えばですが、100なら100という定員を、弾力化で120名入っておられるのであれば、120名にしていただければ、現在でも限界値で待機児童0になっておられるので、そういった方法も1つの確保策かと思います。それでも、施設的に難しい場合は、新しい園を誘致するか、もしくは既存園を建て増ししていただくなど、そういった方策も1つ考えられると思います。保育所の確保につきましては松原市はまだ、保育所が建てられる土地がたくさんありますので、土地がないから小規模保育の確保ということが1つの案として出ているので、小規模保育までは行かないで済むと思います。

副会長：箱モノひとつ建てるのも大変なので、今までの会議ででていたかもしれませんが、認定こども園への移行などが必要なのかどうか。

事務局：1回目の意向調査をさせていただいた結果は、各園バラバラでございます、というお答えしかいただいておりません。個人ではいろいろとご相談を受けたまわっているのですが、認定こども園化で今回の人数からの差で言いますとまだもう少し差があるのかと思います。

副会長：放課後児童クラブですが、今回6年生まで拡大されて一人頭の人数幅を何㎡引き上げられたと思うのですが、そういうのを踏まえてニーズに合わせた結果、今の数字になったのですか。

事務局：学童保育につきましては今現在全てのクラブが定員40人で運営しております。40人に足りる面積の確保は十分行っております。また人数が多い所につきましては部屋の確保をしながら、面積の確保をしております。基準を下回っているということはありません。今後のニーズ量の増加につきましては、さらなる確保を目指して量定員の確保を目指していきたいです。学校の教室が不足して行っているところもいくつかありますので、いろいろな対応策を考えていきたいです。

委員：18ページの一時預かりは23年度以降減少傾向が見られると書いてありますが、これは保育所ですか。

事務局：保育所です。

委員：減少傾向にあるというのがなぜなのでしょう。無認可に預けているのではないのでしょうか。

また19ページのファミリー・サポート・センター事業のところ、年齢はどの位の年齢が一番使われているのですか。送迎の件数となど急増すると書いてありますがどうのようになっていますか。

20ページの妊婦健診が、妊婦さんがきちんと行っているのか受診券などの実績

を見るに不安に思いました。行かずに生んだケースなども聞き、ひどくなったと感じました。

会長：人数のところであれば一番最後です。これは将来ですよ。

事務局：実績は20ページです。

委員：それはもう人数としてあがっているのですか。

事務局：人数ですので、実際の平均枚数を表示できていないというのが現状です。

委員：9番の乳児家庭全戸訪問事業と育児支援事業は、具体的に何をしていますか。

事務局：乳児家庭全戸訪問事業は、こんにちは赤ちゃん事業です。育児家庭支援訪問事業というのは養育が困難なご家庭に対して支援をします。

委員：21年が5世帯で25年が12世帯というのは、あくまで市が把握しているものですか。

事務局：これは申込制になっています。

委員：申し込まれたところに行くという感じですか。

事務局：そうです。

委員：これは私たちが動いている部分だと思うのですが。

事務局：それとは別の事業です。健診を受けていない方ですよ。

委員：乳児の健診を受けていない方は私たちの所に連絡がきて、私たちが訪問をして受診しているかをみるものではないですか。

事務局：これとはまた別です。これは実際行って養育の手伝いをします。

委員：そうしたら、困難だと言ったらみんな受け入れますということですか。

事務局：それはもちろんモニタリングします。リスクがどのぐらいあるかななどを。

委員：21ページの相談の件数なのですか、言語発達の障がいや知的障がいがあって、不登校の相談が少ないなと感じましたがなぜですか。

事務局：あくまで家児相にあった分です。もしかしたら教育委員会にもっと行っているかもしれませんし、他のサポートセンターなどに行っているかもしれません。

委員：家児相だけの件数ですか。

会長：家児相の件数なので、学校が関連するものは教育委員会や教育センターなど、相談内容の棲み分けが出ています。先ほど言っていた乳児家庭全戸訪問事業と育児支援課事業の訪問というのは保健師さんが行っているのですか。

事務局：乳児家庭事業というのは助産師が行っています。育児支援訪問事業というのは市で養成した支援員が行っております。

会長：支援員というのは何人ですか。

事務局：17人ほどです。

会長：今の世帯数でいっぱいということですか。

事務局：年間240回ですので、一日1名程度の関わりなので十分対応できるかと思えます。

会長：要保護児童のことも含めて考えますと、今後恐らく実績でも増えていくと思えます。

事務局：そうですね。ニーズも増える形で算出しております。

事務局：ご質問に答えさせていただきます。一時預かりの減少傾向ということでご質問いただきましたが、整備によって一時預かりの量数が減ってきているのだろうなと思えます。認可園につきましては、認可園自身がしめられているところが出てきましたので、それを鑑みますとそちらに流れているという認識はこちらとしてはあまりないです。ファミサポの年齢別の利用につきましては、申し訳

ありません、資料としてなっておりませんので、後日提出したいと思います。保育所の送迎が急増しているというのは、延長保育のニーズの裏返しなのかと思っております。例えばおばあちゃんを中心にお迎えされていたのが、心身の故障によってファミリー・サポート・センターを使って貰ったなどになっているかと思っております。妊婦健診は実績としては発行枚数もあった方が平均受診枚数も出てきます。それも推移として受診者数と総枚数もあった方がよろしいでしょうか。

会長：そうですね。実際どれくらい利用して有効な策なのかわかるようにしてください。

事務局：わかりました。

委員：福祉計画でしたら、子ども未来室と一緒にやっているところや民間で一緒にやっているなど、この内容ですと9時から5時までですよね。それ以外のところで対応していることも松原市では結構あると思うので、その連携が表れていないけどよいのでしょうか。

事務局：その部分については是非とも行政も把握して、そうした地域で繋ぐというのがテーマの一つです。その連携は行政と地域とっていかなければならないものだと思います。ですので、教えていただきたいなと思います。

会長：それを言われても、無認可に流れているのではないか、というのは聞かれていますか。

委員：見たり聞いたり、数字的には10、20という数字になってくるのですが。

会長：というのは、今言われた時間の問題でということですか。

委員：時間の問題もありますし、人それぞれです。いろいろなことをされていますので。ですので、減っているかなという感じです。

会長：その部分が、例えばファミリー・サポート・センターが充実したら変わってくるのか、延長保育が充実したら変わってくるのかということ、それから、それよりもっと時間が遅いや早い、人がいないなど対応できない部分だったら把握しなければいけないことだと思います。

委員：自分としては、遅くまで預かってくれるところも多くなってきたと聞いています。トラブルがどうしたこうしたというところもあります。あとはお母さんの感覚なのでしょうね。兄弟の関係や地域性もあると思います。

会長：この実態を踏まえて、3章の基本的な考え方や4章の施策で検証していくのは難しいと思いますし、仰っていただいた最後の部分の方向性の4章5章の部分が実際今後どうしていくかの話をしていくことになるのだと思います。

具体的にはこの前の会議で、病児保育がもう少し違う地域であったらと言うことなのでしょう。

委員：市でできないなら民間でやるしかないかなという感覚です。市ができるのでしたらよいかと思います。

副会長：例えば、10のAでは、延長保育事業の数字の出し方が、延べ日数だとわからないですね。例えば16時半以降の利用者実数が大体何人か、27年度だったらこれくらい、28年度だったらこれくらいと出して、今ある既存のところを賄えるか、そういった算定の仕方を出してしてもらわないと、どうなるかわかりません。国の算定の仕方はこうでしたか。

事務局：延長保育は任意だと思います。国の出し方は。これで出したときは、補助金の申請の時のデータを使ったのでこうなったかと思います。

副会長：利用実績人数で出さないと方策は出ないと思います。17ページは公立保育の預かり保育の利用状況は書いてあります。18ページは一時預かりで、私立はしていますか。どこかに載っていますか。

事務局：私立は載っていません。これも素案という形で載せてもらっていますが、現状府が管轄しているので、データがなかなか貰えない状況もあり、この資料そのものが前回で議論してもらったそのものです。実際はこれよりも増えていくと思いますが、足りない資料も若干あると思います。

会長：資料というのがありますが、見やすく説得力のあるものがよいと思います。

副会長：最終的にはどうしていくかデータも公立だけ載っているのはなぜなのだろうと思います。

会長：それは幼稚園に対してもです。

副会長：ファミリー・サポート・センターの利用もばらつきがあります。ばらつきの理由が何なのかを考えると対応策が出てくるのではないかと思います。やっていることを知らないという意見も出ているので、周知するのに工夫した年度は多かったなどだとしたら、今後情報の発信の工夫というのを方策の中に組んでいったらよいのではと思います。

会長：5章の中の表に、今後検討という欄が必ず出ていますよね。それから、具体的な対応策という部分については、先ほど言われたような部分も含めて何か具体的にそれが出てくるということで理解したらよいですか。

事務局：そうですね。次回に提案させていただきます。

会長：量的な部分が出てくるとともに、具体的にどうしていくかの対応策も各項目についてなんらか出てくるということですか。

事務局：そうです。

副会長：あと一つ、保育料の利用者負担の方はどうなるのでしょうか。

事務局：今回は施策の推進を考えておりますので、一旦お示しはさせていただきたいと考えていますが、今現状の利用者負担がありますので幼稚園は議論で決めてもらいます。

副会長：もうすぐ園児の募集ですよ。その時に保育料を示さないといけませんよね。それは来年度については決まっているのですか。

委員：幼稚園のままで行くのであれば今まで通りです。認定こども園になる場合は見切り発車です。

会長：説明会をやり始めましたが、そういった形で説明しているのですか。

委員：そうですね。

事務局：各自自治体が早くても12月の議会にかけると言っておりますので、実際承認されますのは年末ぎりぎりが一番早いと思います。政令・中核は9月議会にあると聞き及んでおります。大阪市はホームページで国のとおりに進めていきます。

副会長：とりあえず来年どうするか、各自自治体、私立の場合はもうすぐ始まるので、何か提示しなければならないです。利用者は上がるのではないかと心配しています。今まで通りと提示できたらそれはそれで安心でよいと思います。

事務局：新制度に乗られる園が、来年度は今の所はないと把握しています。今年度の利用の料金については影響がないということです。

副会長：保育所はどうですか。

委員：保育所もそうです。5年間の猶予の間にどう動くか状況を見ているような感じだと思うのですが、ただ、その前の2号、3号認定の手続きがどうするか、



そちらが心配です。その意味がどうわかってもらえるかというのがありますが。

副会長：それは今まで通り市で持ち込んでという形なのですか。

会長：切実な問題です。

事務局：他市も切実な問題で、各方策よりもそちらが議題にあがってきます。

会長：何らか示さなければいけないわけですからね。実際に幼稚園では申し込みが始まって問い合わせが来ても答えられないということになります。

ちょっと戻りますが、4章の部分で3章でこういったことをしますよ、と出たところを具体化する方策が出ているのですが、項目でなくてもよいですし、もっとこうしてくれたらよいのになどイメージでよいので何かアイデアなどご意見いただければ手助けになると思います。いかがでしょうか。

また戻っていただいても結構ですが、5章のところの各事業の今出たような認定のことであるなど、それ以外でいろいろな事業についてもよいです。

委員：51ページのところの特に支援を必要とする児童等への対策として書いてありますが、それがどう関わるか、50ページの子育てに関する情報提供で外国人の住民に対していろいろ翻訳とか書いてある部分で、例えば母子手帳を取りに来たり、地域保健課に電話をして予防接種したいがどうしたらよいかという時に、結構困っている人がいらっしゃるが、こちらが伝えられないので、市民協働課が通訳をやってみえるところに繋げてもらって、一緒に付いて来てもらったり通訳してもらおうなど。片言しか話せない方がほんと増えてきています。

事務局：市民協働課が関わっているのですが、私たち子育て支援も込み入った話だと、たとえばDVで逃げてきてこれからどうしたらよいか、それが外国人だった時片言でしか話せなくて細かいことがわからない場合に、市民協働課に依頼をして通訳を派遣してもらおうことはできるかなと思います。

委員：たぶん、そこまで深い内容の聞き取りではなくても、注射が打てるか打てないかだけの内容の問診でも通訳してもらったら助かります。

事務局：今の通訳・翻訳のことで知っている範囲でご説明させていただきます。健康手帳の翻訳であったり、子育ての情報に関する情報提供の分につきましては、多言語訳したものを市民協働課で行っていると聞いています。医療機関に通う時の通訳ですが、医療に関わるものについては翻訳の間違いがあった時に命に係わる部分が想定されるものがあります。その部分についてお受けできるものとできないものがございます。専門性の高い機関が大阪府内で2か所ありますので、そこを通じてご案内させていただいているという状況です。そのような案内になるので、即効性はないのですが、できる範疇については市民協働課がいろいろなネットワークを使ってご案内をさせていただいています。ただ、その市民協働課に来たかただけになります。

委員：それを、地域保健課さんとつなげてあげてほしい。いってないとなるとこちらではどうすることもできないことが多く、お父さんやお母さんが、いつ行くかということと言われると思うので。

事務局：情報を市民協働課に集まるようにして、できるものについては対応をして、できないものについては他機関を紹介するといったいろいろな方策をということ。

委員：お父さんが喋れず困っていらしたので、こういった言葉もここに繋がられたらと思います。

会長：この文章を理解しますと、その時々翻訳を提供しますということですか。それとも、翻訳したものが準備されているということですか。

事務局：今の段階ではなのですが、当時は中国語とポルトガル語と韓国語の翻訳のものと通訳が5階に配置されていたのですが、ニーズの変化もあり現状では中国語を翻訳するものが待機をしております。ニーズが高いものをより優先している形です。ですから、導入されているものにつきましては、紙に多言語化し誰にでも対応できるようにしてあります。

事務局：常備させていただいているものと、翻訳対応で今でしたら中国語とベトナム語の翻訳をお願いしています。給食の便りなど常時そういったもので対応しています。ある程度言語のものは常設してあると認識しております。

会長：わかっていたら、そこへ行ってくださいと言う前に用意できるということですね。

事務局：制度の周知が不足しているのであれば、きちんとしたいです。

会長：つながるのかわかりませんが、訪問事業などで渡していただけたらと思うわけです。

事務局：ご指摘合った50ページの翻訳・通訳の派遣については、保育所だけではないと思いますので修正させていただきます。

委員：今もやっていますか。

事務局：今もやっています。

委員：うちなどはクラスに3～4人他国のかたがいらっしゃるもので、ちょっと困った時にそのような通訳派遣があるなら利用させていただきたいなと思います。

会長：ということは周知されていなかったということですね。

委員：いま現在も事業としてはあるのですか。

事務局：今現在は公立保育所では、園便りと給食便りは翻訳しております。

副会長：何か国語ですか。

事務局：園便りは中国語になっております。

委員：私たち民間がつくっているものを、もって行ったとしてそれは翻訳してもらえますか。

事務局：そうさせていただきます。お時間だけ余裕をいただきたいです。

委員：そういうことをしていただけるなら、他の民間保育所も対応してもらえると、アレルギーのこともあるので。

事務局：アレルギーのことなど、そういった重要な事項がある場合は通訳を入れたりしていると聞いております。

会長：他に気が付かれたこと、感想などございますか。

副会長：70ページの事業概要に、幼稚園教育要領しか記載が入っていないのですが。

委員：数字的なもので、77ページの表の総合計が平成27年度のところが違っていますが。

会長：まだ素案の部分なので、仰っていただいたところは修正していきます。

委員：57ページの3行目から4行目の学童クラブと校庭開放のところ。その前の55ページの5行目小学校就学時の環境の変化による不安やの部分の違いです。

会長：他よろしいでしょうか。ご指摘いただいた案や修正点を反映いただいて、次回の時に今後検討部分については、なんらか出てくると解釈してよろしいでしょうか。具体的な対応策は出てこないのでしょうか。

事務局：確保策を含めて一定の内容のものを示させていただきます。

会長 : ということですね。ではまた次回に。

(4) 子ども・子育て新制度にかかる条例のパブリックコメントについて  
事務局:(説明)

会長 : ありがとうございます。見ていただいてご意見などはございますか。

1 ページ目の一番下の所は、意見の概要は正規非正規や継続年数を明らかにしてほしいということでしょうか。それに対して答えは保育の選択にするという重要事項は含めなければならないというここは重要事項なのですか。

事務局: おっしゃった正規非正規が重要事項にあたるかは、まだ国の意志も示されていない状況であります。示されているものは具体的に決まっているものについては運営規定の概要などですが、この部分については国の動向であったり他市の状況を見た中で、今後必要であれば様式などを作成して配布など検討していかなければならないと思っています。

会長 : ただ、このような回答では、当然重要事項ですので開示してほしいと言われることは十分に考えられます。

事務局: これは子どもに関するものになるのですが、介護保険でも同様の形で運用が始まった経過があります。今、重要事項の掲示につきましては、常勤職員、非常勤職員が何人かというのは強制ではないのですかモデルの中で示されている。事業所の方は、重要事項として示されているので今後保育の分も同様の形になるのではないかと考えています。今の段階では明記がないので、職員の勤務体制の中にこれが含まれるのかどうかというところで明記はさせていただいていません。

会長 : 説明されていることはわかりますが、こういう回答ですと、市が重要事項ですので知らせなくてはならないのではないかと、保育所の園長が言われたらどうしますか。

事務局: 園が重要事項と判断されたら行うので、言われたらやらなければとまでは言えないです。

会長 : 履歴書に書いている個人情報なので開示しませんと言ってもよいわけですが。このように答えなければいけないのはわかりますが、市の解釈の仕方が非常に重要事項として認めているような回答になっていますよ。それでもよいですね。

副会長: 第三者評価とか開示が望ましいとされている事項がありますよね。そういったことを確認されてやった方がよいのではないですか。

会長 : 現状では、こうだけど、項目によっては今現状ではわからないなど、対応する方が困るのではないのでしょうか。

事務局: その分も含めて一度課で検討させていただきます。

会長 : 概要ですので、原文のままではないですよ。

事務局: 原文のままではないです。

会長 : 障がいの「がい」の字は、そのまま漢字を使うのは構わないですか。

事務局: はい。

会長 : 文体とすれば、「です」「ます」調になっていますが、6 ページの上の段だけ「求める」となっているので変えた方がよいと思います。あと学童室となっているのはどうですか。

事務局：これは原文のままです。これは表記を変えさせていただきます。

会長：原文のままであれば書いておけばよいですし、修正されるのでしたら正規の文  
に変えてもらえればよいと思います。

事務局：はい、わかりました。他はよろしいですか。ありがとうございました。

(5) その他

事務局：(説明)

事務局：(次回会議の日程決め)

会長：切り良く議論していただいて中身も充実したと思います。では以上で会議を終  
了します。ありがとうございました。

3. 閉会